

# サステナビリティ財務情報におけるマテリアリティの課題

牟禮 恵美子

【キーワード】 マテリアリティ、重要性、サステナビリティ財務情報、監査、保証

## 1 はじめに

サステナビリティ情報について、近年、開示基準を標準化し、その開示を制度化する動きがでてきている。特に、国際財務報告基準を策定してきた IFRS 財団に、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が作られ、ISSB から IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」と IFRS S2 号「気候関連開示」が公表されたことでこの流れが加速している。サステナビリティ情報の開示基準において、マテリアリティ（重要性）<sup>1)</sup> は、開示内容を規定するための基本的な概念として位置づけられているが、そもそも重要性という用語は、財務報告の分野で使われてきた概念である。財務報告における重要性は、会計面と監査面において、その概念や内容が議論され、実務の進展によりコンセンサスを得てきた。投資家を主たる利用者とした ISSB などの基準におけるマテリアリティの定義は、財務報告の概念が用いられているが、他方で、サステナビリティ情報におけるマテリアリティの考え方は、財務報告よりも複雑な面を多く持っており、2つの側面を合わせ持つサステナビリティ財務情報の実践においては、いくつかの課題が考えられる。

本稿では、サステナビリティ情報の開示基準におけるマテリアリティの定義を整理した上で、源流としての財務報告における重要性の考え方を示し、最後に、サステナビリティ財務情報におけるマテリアリティの課題を考察する。

## 2 サステナビリティ情報のマテリアリティ

サステナビリティ（財務）情報は、サステナビリティ報告書や統合報告書の中で自主的に開示されてきたが、その開示目的は、大きく分けると、ステークホルダー全体に対する報告と投資家に対する報告に区分できる。グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）の基準はステークホルダー全体、ISSB の基準は投資家を対象にしたものと分類できる。また、EU では、2022 年 12 月に最終化された企業サステナビリティ報告指令（CSRD）におい

て、企業が報告すべきサステナビリティ情報をより詳細に規定し、統一的な基準に沿った報告を義務づけるとともに、保証も要請されている<sup>2)</sup>。具体的な基準である欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）は、最終基準が2023年7月に採択された<sup>3)</sup>。以下では、これらの代表的な基準を対象に、マテリアリティの内容について考察する。

## 2.1 各基準の定義

サステナビリティ情報の開示目的は、大きく投資家向けとステークホルダー向けに分けることができるが、マテリアリティについても、その目的によって異なる定義づけがなされている。

IFRS S1号は、一般目的財務報告書の主要な利用者を対象としており、「サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報は、それを省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある」（ISSB 2023a, par.18）と、国際会計基準審議会（IASB）の概念フレームワークと整合した定義となっている。

GRIのフレームワークでは、当初から、報告書の内容を確定するための報告原則の1つに、マテリアリティの原則が入っていた。2013年の改訂（G4）では、マテリアリティが強調され、マテリアルな側面の特定プロセスを解説するとともに、そのプロセスと特定したマテリアルな側面についての充実した開示を求めている（GRI 2013a: 2013b）。その後、GRIは、2016年にガイドラインをスタンダードへ改訂したが、マテリアリティは一貫して、「組織が、経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している」、「ステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与える」という2つの視点から評価されるものと規定されていた（GRI 2013a）。ところが、2021年のスタンダードの改訂において、後者が削除され、現在は、マテリアルな項目（material topics）とは「組織が、経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える最も著しいインパクトを表す項目」（GRI GSSB 2021b, 訳書 p.28）と定義されている。これは、人権を重視したことと、ステークホルダーの選択によって、内容が偏ってしまっていたことへの対応である（GRI 2021）。ここでインパクトとは、「組織が自らの活動や取引関係の結果として、経済、環境、ならびに人権を含む人々に与えるまたは与える可能性のある影響」をいい、「持続可能な発展に対する組織のプラスまたはマイナスの寄与」を示すものとされている（GRI GSSB 2021a, 訳書 p.8）。組織は、マテリアリティの評価において、自らの活動や取引関係における顕在化した又は潜在的なインパクトを特定する必要があり、取引関係には、ビジネスパートナーとの関係、バリューチェーンの事業体との関係、組織の事業・製品・サービスと直接関わるその他の事業体との関係が含まれる（GRI GSSB 2021b, 訳書 pp.8-9）。

ESRSでは、ダブル・マテリアリティの原則に基づき、サステナビリティ事項（sustainability

matters) を報告しなければならず、マテリアリティは、インパクトのマテリアリティと財務的マテリアリティの2つの観点から判断される。インパクトのマテリアリティからは、サステナビリティ事項が、短期、中期、長期にわたって、人々や環境に与える、重要な顕在化した又は潜在的な、プラス又はマイナスの影響に関係する場合には、マテリアルとなる。インパクトは、事業活動が人々や環境に与える影響という観点から判断されるが、その事業活動には、自身の活動のみならず、製品やサービス、取引関係を含む上流・下流のバリューチェーンに関連するものが含まれる (ESRS1, par.43)。特にマイナスのインパクトに関しての評価は、国連のビジネスと人権に関する指導原則や OECD の多国籍企業行動指針において定義されているデューデリジェンス・プロセスによって情報が得られる (ESRS1, par.45)。一方、財務的マテリアリティの評価は、「一般目的財務報告書の主要な利用者が、企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に、重要であると考えられる情報を特定することに相当する。特に、情報は、それを省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、企業のサステナビリティ報告書に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、その情報は、一般目的財務報告書の主要な利用者にとって重要であると考えられる」 (ESRS1, par.48) とされており、ISSB の定義と整合したものとなっている。

## 2.2 マテリアリティの特定

ステークホルダーを対象とするサステナビリティ報告において、開示すべき項目は、作成者自身によって決定することが求められている。GRI の基準では、このマテリアリティの評価プロセスをサステナビリティ情報開示の基本に位置づけている。そのプロセスは、①組織の背景状況の把握、②インパクトの特定、③インパクトの著しさの評価、の3つのステップによってインパクトの評価を行い、④インパクトの最も著しいものから優先順位を付ける、という4つ目のステップによって報告すべきマテリアルな項目を決定する。この評価においては、専門的な知識が求められるため、専門家の関与が必要になるとともに、影響を受けるステークホルダーがどのようにその影響を捉えているのかについて知る必要があるため、ステークホルダーの関与が必要となり、そのプロセスとしてステークホルダー・エンゲージメントが求められる (GRI GSSB 2021b)。

ESRS においても、影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメントは、デューデリジェンス・プロセスとマテリアリティ評価の中心であるとしている (ESRS1, par.24)。デューデリジェンス・プロセスとは、マイナスのインパクトを特定し、防止し、緩和し、どのように対処するのかを説明するプロセスのことであり (ESRS1, par.59)、マテリアリティ評価のプロセスについては開示が求められている。

このように、サステナビリティ情報のマテリアリティの判断の主体は作成者にあり、そのため、財務報告では要求されない複雑なプロセスが必要とされているが、それは、サステナ

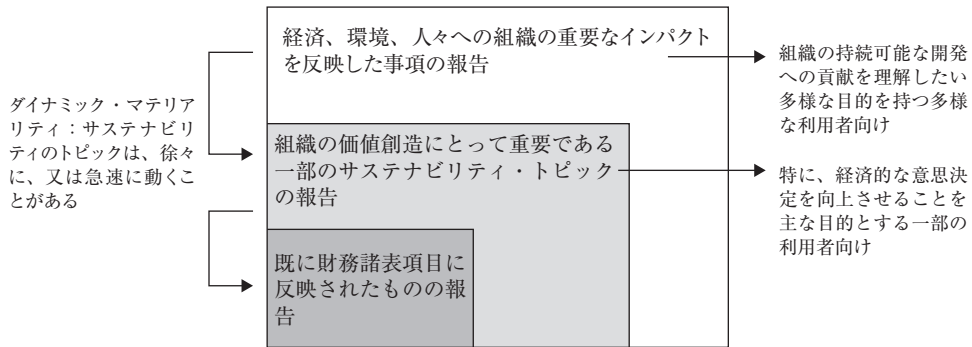
ビリティ情報の複雑性と多様性を反映したものであると考えられる。

## 2.3 各マテリアリティの関係

ダブル・マテリアリティは、インパクトのマテリアリティが GRI の基準と、財務的マテリアリティが ISSB の基準と整合的な概念となっている。すなわち、ESRS のマテリアリティの考え方は、両者のマテリアリティの視点を包含したものとなっているが、2つの評価が高いものを最終的にマテリアルな事項と判断するわけではない。この2つは相互に関係しており、その相互依存性を考慮する必要があるものの、財務的マテリアリティはなくても、インパクトのマテリアリティが高くなることもある (ESRS1, par.38)。このため、ESRS では、開示すべき内容として、リスクと機会とは別に、インパクトに関する情報の開示が必要であるとしている。リスクと機会は、財務的マテリアリティの評価の結果として特定された、事業者のサステナビリティに関連する財務上のリスクと機会をさすものとされている (ESRS1, par.14 (b))。インパクトのマテリアリティと財務的マテリアリティは、概念的に異なるものであるが、環境や人々に対するインパクトは、財務的にもマテリアルとなることもあり、特に、時間が経過してから財務的にマテリアルとなることが多い。例えば、組織が再生可能でないエネルギーを大量に使用すれば、気候変動に拍車をかけるとともに、法令の強化により、将来的にはコストの増加につながっていく (GRI GSSB 2021a, 訳書 p.9)。

これまでサステナビリティ基準の策定を先導してきた主要5団体 (GRI、SASB、IIRC、CDP、CDSB) は、指標の共通化を図るなかで、マテリアリティの関係を整理して、ダイナミック・マテリアリティという考え方を提示している (図表 1)。これは、最も幅広いステークホルダー向けの報告で使用されるマテリアリティ (インパクトのマテリアリティ) によって捕捉された情報は、時間の経過とともに、投資家向けの報告で使用されるマテリアリティ (財務的マテリアリティ) によって捕捉される情報になり、いずれは、財務諸表上の項目に反映されるという考え方である (CDP et al. 2020, pp.4-5)。財務的マテリアリティと財務諸表上のマテリアリティ (重要性) の違いは、範囲の違いと考えられる。つまり、財務的マテリアリティは、中期、長期にわたる財務的影響が対象とされており、また幅広いビジネス上の関係を視野に入れているため、財務諸表上の重要性よりも範囲は広くなる。

図表1 ダイナミック・マテリアリティ



(出所) CDP et al., 2020, p.5 図1をもとに筆者作成

### 3 財務報告における重要性

重要性は、古くから財務報告において重要な概念として議論されてきた。それは、会計処理や開示を規定するための概念として、また、財務諸表監査における中心的概念として、その内容が議論されてきた。以下では、財務報告における重要性について、会計上の重要性と監査上の重要性に分けて考察する。

#### 3.1 会計上の重要性

米国では、1933年の証券法による法定監査の導入以降、重要性（materiality）の用語が頻繁にみられるようになった（久保田1968: 前山2005）。この由来として、古くから存在する不法行為や契約の分野でのコモンロー上の詐欺についての一般的な定義である「重要な事実の虚偽の表明」が、証券法においても導入されたと考えられている（AICPA 1965, p.39）。証券法の制定の背景には、多くの詐欺的取引から一般大衆（投資家）を保護し、誠実な取引を促進するために、重要な事実を省略せずに真実な報告を実施させることがあった（Weidenhammer 1933, pp.272-273）。法的な解釈としては、1976年の最高裁判決において、「合理的な投資家が投票方法を決定する上で重要（important）であると考えられる可能性がかなり高い場合に、省略された事実は重要（material）」であり、それは、「省略された事実の開示が、合理的な投資家にとって、入手可能な情報の全体の組合せ（total mix）を著しく変化させたと見なされる可能性がかなり高い場合」<sup>4)</sup>に該当するとの解釈が示され、これが、その後の標準的な解釈になったとされている（Carroll 2001）。

重要性は、投資家がどのように判断するのかという利用者指向の主観的な概念であるために、具体的な重要性基準の確立は困難であると考えられていたが（古賀1982, p.55）、米国財務会計基準審議会（FASB）は、財務会計と報告の観点から具体的な基準を確立するため、

1975年に討議資料を公表した。FASBは、討議資料への意見に関して、量的重要性の指針をFASBが公表すべきとの見方は少数意見であり、重要性について、一般的基準を形成することはできないとの見解を示した（FASB 1980, par.131）。そして、重要性について、「周囲の状況からみて、会計情報が省略されていたりまたは誤って表示されているならば、その会計情報に依存する合理的な人間の判断が変更されたりまたは影響を受けるおそれがある<sup>5)</sup> 場合の当該情報の省略または誤表示の大きさ」（FASB 1980, 訳書 pp.59-60）と定義した。また、目的適合性との関係については、「目的適合性と重要性とは共通する点が多い。すなわち、いずれも投資者またはその他の意思決定者に対してどのような影響を及ぼすかによって定義される」（FASB 1980, par.120）と説明している。

米国証券取引委員会（SEC）は、1999年8月に、スタッフ会計公報第99号（SAB99）「重要性」を公表した。この中で、最高裁判所の判旨にある「全体の組み合わせ」や、FASB概念書の「周囲の状況」に言及して、重要性には、数値や割合だけでなく、財務諸表利用者が財務諸表項目を見る際の事実上の文脈が含まれることを示し、重要性の評価には、定量的な要素と質的な要素の両方を考慮する必要があるとした（SEC 1999）。これまでSECが、経営者や監査人による重要性の濫用に関して警告を発してきたことを背景に（前山 2003, p.108）、単純に、定量的なベンチマークへ依拠する慣行を戒めたものとなっている。

その後、FASBとIASBは概念フレームワークのコンバージェンスを行い、2010年のフレームワークにおいて、「情報は、その脱漏又は誤表示により、特定の報告企業に関する財務情報に基づいて利用者が行う意思決定に影響する可能性がある場合には、重要性がある。」（FASB 2010, par.QC11: IASB 2010, par.QC11）と定義するとともに、その位置づけについて、重要性は目的適合性の1つの側面であり、個々の企業のレベルで適用されるものであるとした（FASB 2010, par.BC3.18: IASB 2010, par.BC3.18）。米国では、コンバージェンスされた重要性の定義が、SECなどの米国内の規定や米国における司法制度と整合していないとの見解が示されたため、FASBは2018年に改訂した概念書で、再び1980年の定義に戻している（FASB 2018, p.1）。FASBのこの定義は、SAB99に引用されたものでもあり、SAB99では、この定義が米国の最高裁判所の定義や米国公認会計士協会（AICPA）などの監査基準における定義とも実質的に同一であることが指摘されている（FASB 2018, par.BC3.18B）。

また、IASBにおいても、重要性の判断について困難があるとの情報を受け、2017年9月に、ガイダンスとして、IFRS実務記述書第2号を公表するとともに、重要性の概念について検討した結果、2018年の概念フレームワークの改訂において、定義の修正を行った（IASB 2018b, pars.BC13A-BC13F）。改訂された定義は、「情報は、それを省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業に関する財務情報を提供する一般目的財務報告書の主要な利用者が当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。」（IASB 2018a, par.2.11）とされた。ここでは、「覆い

隠す」という用語が追加されるとともに、「可能性がある (could)」から「合理的に予想し得る (could reasonably be expected)」に変更されているが、これらは定義を他の規定と整合させ精緻化するためのものであり、概念を変化させたものではないとしている (IASB 2018b, par.BC13F)。

このような会計上の重要性の内容や適用方法については、個々の会計基準や開示規則の中で具体化されている。会計基準においては、重要性が低い場合、簡便的な会計処理や注記の省略が認められている<sup>6)</sup>。また、日本では、財務諸表等規則などの開示規則において、重要性が高いと考えられる場合に別掲する勘定科目や数値基準などが具体的に規定されている。

### 3.2 監査上の重要性

米国では、証券法が導入されたことで、SEC 規則によって重要性という用語が用いられるようになったが、1940 年代終わりから 50 年代にかけては、監査論の立場から積極的に重要性について議論されるようになった (久保田 1968, p.9)。1950 年代には、重要性の基準として数量的判定基準を巡る議論が多くあったが、1960 年代には、監査人の判断事項であるという議論へと展開されていった (久保田 1968, pp.9-10; 前山 2002, p.120)。

AICPA が 1978 年に公表した SAS22「計画と監督」では、監査計画の際に、重要性について予備的に評価することを規定していたが、1983 年に公表した SAS47「監査実施の際の監査リスクと重要性」では、監査計画の立案の際と、重要な虚偽表示となるかどうかの判断の際にも重要性を考慮することとされた。また、FASB の 1980 年の概念書の定義をもとに、重要性には量的・質的な考慮事項があることに言及していた (AICPA 1983)。監査人は、最終的に財務諸表には重要な虚偽表示がないということについて判断しなければならないが、それを適切に行うためには、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならず、そのためには、計画段階での重要性の考慮が必要となる。そこでは、限られた時間や監査資源の範囲内で効率的に監査を実施する必要性から、金額的な重要性の値が決定される (AICPA 1983, pars.12-13)。SAS47 は、その後の国際監査基準のベースになったものである (前山 2007, pp.157-158)。

現在の国際監査基準では、ISA320「監査の計画及び実施における重要性」と ISA450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」において、重要性の内容が規定されており、日本でも同様に、監査基準報告書 320 と監査基準報告書 450 として規定されている。現在の規定では、「虚偽表示は、財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる (could reasonably be expected) 場合に、重要性があると判断される」(ISA320 par.A2: 監査基準報告書 320 A2 項)としており、IASB の定義と整合的である。320 号では、金額的な重要性を設定する際の指針が示されており、その中で、税引前利益の 5% といった基準も例示されている (ISA320 pars.A4-A8: 監査基準報告書 320 A3-A7 項)。450 号では、質的な側面に関して、

法令遵守に影響を与える場合など、金額的な重要性を下回っていても重要と判断される状況についての具体的な例が示されている（ISA450 par.A21: 監査基準報告書 450 A20 項）。

このように、監査上も、金額的及び質的な側面から重要性を考慮することが求められており、その具体的な指針については詳細に規定されている。これは、監査が、（想定）利用者の財務諸表に対する信頼性を高めるために行われるものであり、そのため、最終的に重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を行うために、監査人の責任との関係から慎重な判断が求められることを反映したものと考えられる。また、監査計画の策定段階においては、監査の効率的な実施の観点から、金額的な重要性をもとに、監査手続を計画する必要があることも影響している。

金額的な重要性に関して、どのような金額基準を設定するのかは監査人の判断によるものであり、Messier など（2005）の先行研究のレビューによると、多くの場合で、利益が重視されているが、その適用については、事務所間に差異があることが明らかとなっている。また、監査基準において、質的な側面を詳細に説明しているのは、それまで、質的な側面が十分に考慮されていなかったという批判を受けたことや（前山 2007）、その判断にばらつきが生じていたこと（Messier et al. 2005）も背景として考えられる。

以上のように、財務報告における重要性の概念は、虚偽表示との関係を起点とし、財務諸表利用者の意思決定への影響から捉えられている。その内容は、会計上は、会計基準や開示規則において具体化されており、監査上は、虚偽表示との関係をより重視した上で、監査基準の中で具体化されている。いずれも、実務上の課題を反映した実践的な面を持つものであり、その内容については、長年、議論の対象になってきたといえる。

## 4 サステナビリティ財務情報におけるマテリアリティの課題

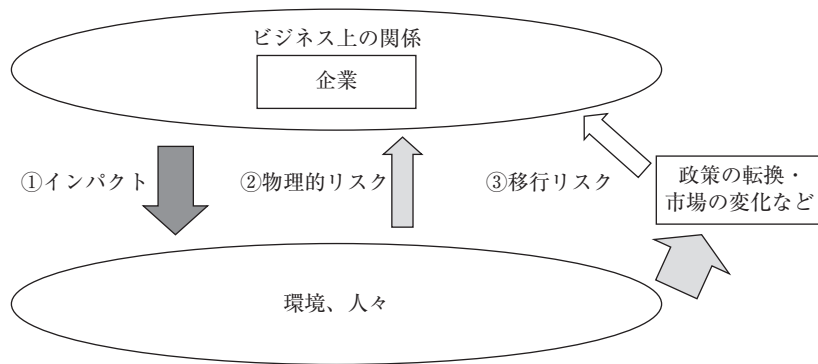
以下では、財務的マテリアリティの判断、目的適合性との関係、虚偽表示との関係の3つの視点からサステナビリティ財務情報のマテリアリティの課題について考察する。

### 4.1 財務的マテリアリティの判断

IFRS S1 号で求められているサステナビリティ関連の財務情報とは、企業のサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報であって、企業のガバナンス、戦略、リスク管理に関する情報、及び関連する指標と目標が含まれる。これは、短期・中期・長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、資金調達、資本コストに影響を及ぼすと合理的に予想し得るリスクと機会に関する情報を提供するものである（ISSB 2023a, p.24）。このような情報は、企業の見通しに影響を及ぼすと合理的に予想し得るサステナビリティ関連のリスクと機会と称されている。（ISSB 2023a, par.3）

ここでは、(現在の又は潜在的な)投資家、融資者、債権者といった財務資本提供者が主たる利用者であり、彼らの関心事項である資源の提供に関する意思決定に関連性の高い内容が、マテリアルな情報とされる。この構造は、IASB の概念フレームワークと整合的であり、企業の将来のキャッシュ・フローなどの財務状況に、サステナビリティ関連の項目が影響を及ぼすようになってきたことから、財務的な影響とサステナビリティ情報をつなげた、サステナビリティ財務情報の提供が求められるようになってきた。サステナビリティ項目と財務的影響の関係については、資源や関係への依存性という視点から説明がなされている。例えば、企業のビジネスモデルが、水などの自然資源に依存している場合、その劣化は、ビジネスモデルや戦略に影響を与え、最終的に企業の業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある (ISSB 2023a, par.B3)。このような財務的な帰結は、自らの事業活動が環境汚染を引き起こすというインパクトだけではなく、規制の強化や、市場の選好の変化といった他の要因が作用した結果としても生じる。

図表2 インパクトとリスクの関係



(出所) 筆者作成

この関係を示したのが図表2である。ベースにあるのは、企業活動が環境や人々に及ぼす影響であり、ビジネスにおける水資源の使用が、水資源の劣化を引き起こす (①インパクト) というものである。それは、良質な水の確保が困難になる (②物理的リスク) という形でビジネスに影響を及ぼし、将来のキャッシュ・フローに影響する可能性が生じる。また、水質や水の枯渇などの問題が深刻化すると、規制の強化によって、従来のビジネスモデルが困難になる可能性 (③移行リスク) が生じ、それが、将来のキャッシュ・フローにも影響を及ぼすことで財務的影響が生じる。また、②や③のリスクは、自らが引き起こしたインパクトだけではなく、他者のインパクトやその他の要因も原因となって生じてくる。

ここで、財務的マテリアリティは、財務報告の重要性と同じ定義であることから、基本的には財務的影響で判断されるものと考えられる。すなわち、②や③から生じる短期、中期、長期にわたる財務的影響からマテリアリティを捉えることになるが、財務的な影響自体は、企業がその問題にどのように対応しようとするのかによっても変化する。また、この財務的

影響については、様々な仮定をおいた予測が必要になるとともに、マテリアリティの評価は、利用者の意思決定という点、すなわち、財務的影響の大きさや関心事項（質的な側面）の観点から評価することが必要となる。具体的には、量的な側面からは、将来の利益への影響割合などを考慮することが必要になり、質的な側面からは、①のインパクトの情報が契約や法令遵守などに影響を与えることが、投資判断に影響すると予測されるならば、それはマテリアルな項目となる。

このように、財務的マテリアリティの判断には、量的な面では、不確実性の高い予測数値をもとに判断するという困難さがある。また、質的な面では、投資家によって、サステナビリティ情報の活用度合いや活用方法は異なっており<sup>7)</sup>、それは、時代や状況によっても変化する可能性があることから、どのようにマテリアリティの判断を実質化していくのかという点で大きな課題があると考えられる。

## 4.2 マテリアリティと目的適合性との関係

IFRS S1号では、作成者に対して、サステナビリティ関連のリスクと機会を識別し（ISSB 2023a, pars.54-58）、その後、開示すべき重要な情報を識別するための検討において、マテリアリティを考慮することを求めている（ISSB 2023a, pars.B19-B28）。これらの検討の際に、SASB基準の適用可能性を考慮するが、適用可能性があっても、マテリアルでないと判断されれば、最終的な開示は必要とされない<sup>8)</sup>。

このように、開示項目の決定という基本的な部分にマテリアリティの判断が必要とされ、その判断が作成者に大きく依存する構造となっているが、これはステークホルダー向けのサステナビリティ情報開示の特徴でもある。GRIの基準では、報告原則として、報告内容に関する原則と、報告品質に関する原則が規定されていたが、財務報告における質的特性に該当する報告品質に関する原則の中には、目的適合性は含まれていない<sup>9)</sup>。一方、報告内容に関する原則とは、利用者にとって目的適合性のある情報を作成するための原則を説明するものであり、その中に、マテリアリティの原則が含まれていた。これは、多様なステークホルダーが存在する中で、目的適合性のある情報を自らの組織に適合させて決定することが情報作成の出発点として必要であることを示している。つまり、ステークホルダーによって関心のある情報は異なるが、企業ごとに影響を受けるステークホルダーやインパクトも大きく異なることから、基準において開示すべき内容を一律に決定することができない。このため、企業自身によるマテリアリティの評価が不可欠となり、その具体的なプロセスとしてステークホルダー・エンゲージメントや専門家の関与といった方法が示されている。このように、サステナビリティ情報において、マテリアリティは目的適合性を達成するための不可欠な要素として、作成者が判断すべきものと位置づけられている。

一方、財務報告の質的特性における目的適合性と重要性の関係は、重要性は目的適合性の

1つの側面であり、個々の企業のレベルで適用されるものと整理されている。財務諸表の主要な利用者である投資家の共通のニーズについては、会計基準を策定する基準設定主体において考慮される。すなわち、目的適合性はこの段階で考慮されるため、作成者は、自らの組織に適用する際に、個々の会計基準や開示規則に従って、主に定量的な影響を考慮して重要性を判断すればよいと、判断の範囲が限定されている。

ここで、ISSB や ESRS の基準においては、従来の財務報告と同様に、基本的な質的特性に目的適合性がおかれ、マテリアリティは、あくまで個別企業のレベルで展開されるものとしている（ISSB 2023a, par.14: ESRS1, par.QC4）。ところが、実質的には、作成者に目的適合性の判断までも委ねるような構造になっており、両者の関係が曖昧なものとなっている。このため、この関係を明確化した上で、それに沿った形での基準設定主体の役割を検討する必要があるものと思われる。

#### 4.3 虚偽表示と重要性

監査において、重要性の判断の対象は虚偽表示である。虚偽表示とは、適用される会計基準との差異を意味しており、監査人は、最終的に虚偽表示が重要かどうかを判断する。従来のサステナビリティ情報の保証においても、同様の考え方にに基づき、開示されたサステナビリティ情報に虚偽表示がないかどうか、さらに、それが量的又は質的に重要なものかどうかの判断が求められてきた<sup>10)</sup>。

サステナビリティ財務情報には、ガバナンスなどの定性的情報と、CO<sub>2</sub>排出量、水質などの定量情報（インパクトの情報<sup>11)</sup>）、さらには、短期、中期、長期にわたる財務的影響が含まれる。これらの開示内容が基準から逸脱していれば、虚偽表示ということになるが、様々な仮定をおいた予測情報である財務的影響に対して、虚偽表示かどうかを判断することは、従来とは比較にならないほど困難なものになるとと思われる。

また、監査上の重要性は、会計上の重要性をもとに監査特有の判断が付加されるため、サステナビリティ財務情報に対しては、財務的マテリアリティを考慮することが必要となる。それは、財務的影響をもとに判断されるため、特にインパクトの情報に関しては、虚偽表示の発生と重要性の判断との関係が間接的になる可能性がある。例えば、CO<sub>2</sub>排出量の数値に誤り（虚偽表示）があった場合、量的な重要性は、その数値がCO<sub>2</sub>排出量全体に占める割合が大きいかどうかという直接的な判断ではなく、それが、財務的影響に与える大きさによって判断されることになる。また、質的な重要性は、その虚偽表示が、投資判断に影響するような要因を持ったものかどうかを判断することが必要になる。

国際監査基準を策定している国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、サステナビリティ情報の保証の標準化のため、2023年8月に、国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務に関する一般的要求事項」の公開草案（以下、「ED5000」とい

う)を公表した。ED5000では、保証業務実施者の目的として、「サステナビリティ情報に重要な虚偽表示がないかどうかについて、合理的保証又は限定的保証のうち該当するものを得ること」(IAASB 2023a, par.15 (a))と規定した上で、虚偽表示については、「開示情報と、適用される規準に従ったサステナビリティ事項の適切な測定又は評価との間の差異をいう」(IAASB 2023a, par.17 (aa))と定義している。また保証実施者にとっての重要性の概念は、マテリアリティ・プロセス<sup>12)</sup>の重要性概念とは異なり、「業務の状況において、発生する可能性のある虚偽表示又は識別された虚偽表示に関連して業務実施者が考慮する、利用者の意思決定に対する重大性 (significance) の閾値のみを意味する」(IAASB 2023a, par.A157)としている。定量的な考慮事項としては、開示情報に関連して報告された指標や選択されたベンチマークに割合を適用することで決定することがあるとされる一方で、財務諸表にも開示される情報が要求される場合(特定の支出額など)、財務諸表監査で使用される重要性と同一である必要はないとしている(IAASB 2023a, pars.A280-A281)。また、定性的な考慮事項としては、サステナビリティ事項の影響を受ける人数や影響の程度、虚偽表示の法令遵守や目標達成への影響、情報の開示や表示方法が誤解を招かないかどうかといった事項が例示されている(IAASB 2023a, par.A278)。

ここでの重要性の判断は、インパクトなどの誤り(虚偽表示)に対して、量的には、その影響の大きさを直接的な判断の対象としているように思われる。また、質的に例示されている項目は包括的な規定となっており、必ずしも投資家の意思決定に影響を及ぼす状況のみを規定しているわけではない。これは、ED5000が従来の保証の枠組みを踏襲したことが影響していると思われる<sup>13)</sup>。

このように、サステナビリティ財務情報については、そもそも、将来予測情報についての虚偽表示をどのように判断するのかという問題があり、さらには、虚偽表示との関係が必ずしも直接的とはいえない財務的マテリアリティの判断を、どのように実質化していくのかという点についても課題があると思われる。

## 5 おわりに

サステナビリティ財務情報は、従来サステナビリティ情報として開示されてきたインパクトの情報よりも、財務的な影響につながるようなリスクと機会に関する情報が求められていることから、投資家のための情報として位置づけられる。このため、マテリアリティの概念は、既存の財務報告における重要性の考え方を踏襲したものとなっているが、実質的には、サステナビリティ情報のマテリアリティの位置づけに近いものとなっている。すなわち、開示すべき項目の選択という最も基本的なところにマテリアリティが位置づけられており、従来の財務報告とは異なる考え方が組み込まれている。このため、作成段階における作成者の

判断の比重を大きくするものとなっている。

また、保証実施者の観点からは、予測的な要素に大きく依存する財務的影響が判断のベースになることで、虚偽表示や重要性の判断を複雑なものにしている。このため、今後、これらの判断を実質化していくに際しては、実務の蓄積が必要になるとともに、概念的にもさらなる精緻化が必要になるものと思われる。

## 注

- 1) マテリアリティと重要性は、同じ意味で使用しているが、主に、財務報告や監査の文脈においては重要性を、サステナビリティ情報の文脈ではマテリアリティを用いている。
- 2) Directive (EU) 2022/2464 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting.
- 3) サステナビリティ報告基準について技術的助言を行う欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、2022年4月に、13のESRSの公開草案を公表したが、その後のパブリックコンサルテーションの結果を反映して、12の草案（公開草案のうち、ガバナンスに関する1つの草案を廃止）が2022年11月に欧州委員会に提出され、2023年6月に、改訂された草案が公表された。2023年7月には、最終基準を含むESRSの委任法が欧州委員会によって採択された。
- 4) TSC Industries, Inc. v. Northway, Inc., 426 U.S. 438 (1976)
- 5) 原文では、「makes it probable」となっている（FASB 1980, p.10）。
- 6) 簡便的な会計処理の容認規定としては、連結財務諸表の作成における連結範囲の決定、退職給付会計における簡便法の適用、収益認識基準の代替的取り扱いなどがある。また、注記の省略については、個別の会計基準のほか、財務諸表等規則などにおいても規定されている。
- 7) GSIAによると、投資の際にサステナビリティを考慮するESG投資の投資全体に占める割合は50%未満であり（2022年は、欧州38%、日本34%、米国13%）、また投資手法によっても、重視される項目は異なっている（GSIA 2023）。
- 8) ISSB (2023b) では、どのようにSASB基準を適用するのかを、事例をもとに説明している。
- 9) 2021年の改訂までは、報告内容に関する原則として、ステークホルダーの包摂、サステナビリティの文脈、マテリアリティ、網羅性があり、報告品質に関する原則として、正確性、バランス、明瞭性、比較可能性、信頼性、適時性の原則があった（GRI 2013a）。2021年の改訂で報告原則に一本化され、現在は、正確性、バランス、明瞭性、比較可能性、網羅性、サステナビリティの文脈、適時性、検証可能性が掲げられているが、目的適合性は含まれていない（GRI GSSB 2021a）。
- 10) サステナビリティ情報の保証基準としてはISAE3000（改訂）が一般的に使われてきた。
- 11) インパクトの情報とは、環境そのものへの影響を示す情報であり、厳密にはアウトプット情報とは異なるが、ここでは説明を容易にするため、アウトプット情報もインパクトの情報に含めている。
- 12) 開示すべきトピック（気候変動、労働慣行、生物多様性など）とトピックの側面（リスクと機会、ガバナンス、測定基準及び主要業績指標など）を経営者が決定するプロセスを、マテリアリティ・プロセスと呼ぶことがあるとしている（IAASB 2023b, par.35）。
- 13) ED5000は、ISAE3000（改訂）など、これまでのIAASBの基準やガイダンスがベースとなっている（IAASB 2023b）。

### 参考文献

- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) (1965) Accounting Research Division; Grady, P., "Inventory of generally accepted accounting principles for business enterprises; Accounting research study No.7."
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) (1978) Auditing Standards Executive Committee, *Planning and supervision; Statement on auditing standards*, 22.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) (1983) Auditing Standards Board, *Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit; Statement on auditing standards*, No.47.
- Carroll, B. (2001) "The concept of materiality in federal securities regulation: From TSC Industries to SEC regulation fair disclosure", *The Attorney - CPA; Tulsa*, 37(3), pp.8-9.
- CDP, CDSB, GRI, IIRC and SASB (2020) *Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting*.
- European Commission (EC) (2023) *Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2772 of 31 July 2023, Annex I ESRS 1*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (1980) *Statement of Financial Accounting Concept No.2, Qualitative Characteristics*. (広瀬義州訳「財務会計諸概念に関するステートメント第2号 会計情報」の質的特徴」平松一夫・広瀬義州訳(1997)『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社 所収)
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (2010) *Statement of Financial Accounting Concepts No.8*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (2018) *Amendments to Statement of Financial Accounting Concepts No.8, Conceptual Framework for Financial Reporting Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*.
- Global Reporting Initiative (GRI) (2013a) *G4 Sustainability Reporting Guidelines: Reporting Principles and Standard Disclosures*. (日本語訳「G4 サステナビリティ・レポート・ガイドライン 報告原則および標準開示項目」)
- Global Reporting Initiative (GRI) (2013b) *G4 Sustainability Reporting Guidelines: Implementation Manual*. (日本語訳「G4 サステナビリティ・レポート・ガイドライン 実施マニュアル」)
- Global Reporting Initiative (GRI) (2021) *GRI Universal Standards 2021 Frequently Asked Questions (FAQs)*.
- Global Sustainable Investment Alliance (GSIA) (2023) *Global Sustainable Investment Review 2022*.
- GRI GSSB (2021a) *GRI 1 Foundation 2021*. (日本語訳「GRI 1：基礎 2021」)
- GRI GSSB (2021b) *GRI 3 Material Topics 2021*. (日本語訳「GRI 3：マテリアルな項目 2021」)
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) (2008a) International Standard on Auditing (ISA) 320, *Materiality in Planning and Performing an Audit*.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) (2008b) International Standard on Auditing (ISA) 450, *Evaluation of Misstatements Identified during the Audit*.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) (2023a) *Proposed International Standard on Sustainability Assurance 5000 General Requirements for Sustainability Assurance Engagements and Proposed Conforming and Consequential Amendments to Other IAASB Standards*. (日本公認会計士協会訳「国際サステナビリティ保証基準 5000『サステナビリティ保証業務の一般的要求事項』案及び他の IAASB 基準の適合修正案」)
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) (2023b) *Explanatory Memorandum for Proposed International Standard on Sustainability Assurance<sup>TM</sup> (ISSA) 5000 General Requirements for Sustainability*

- Assurance Engagements*. (日本公認会計士協会訳「国際サステナビリティ保証基準™ ISSA 5000 (案)『サステナビリティ保証業務の一般的要求事項』の説明文書」)
- International Accounting Standards Board (IASB) (2010) *The Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2018a) *Conceptual Framework for Financial Reporting 2018*.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2018b) *IAS 1 Presentation of Financial Statements*.
- International Sustainability Standards Board (ISSB) (2023a) *IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information*.
- International Sustainability Standards Board (ISSB) (2023b) *IFRS S1 Accompanying Guidance on General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information*.
- Messier, W. F., Jr., Martinov, N., & Eilifsen, A. (2005) "A review and integration of empirical research on materiality: Two decades later", *Auditing*, 24 (2), pp.153-187.
- Securities and Exchange Commission (SEC) (1999) *SEC Staff Accounting Bulletin No.99 Materiality*.
- Weidenhammer, R. (1933) "The Accountant and the Securities Act", *The Accounting Review*, 8 (4), pp.272-278.
- 久保田音二郎 (1968)「監査理論としての重要性思考の展開」『産業経理』28 (9)、pp.6-13.
- 古賀智敏 (1982)「監査における重要性判断の特質と課題－米国における重要性の概念的フレームワークと制度化への課題」『龍谷大学経済経営論集』22 (3)、pp.54-69.
- 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (2022) 監査基準報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」
- 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (2023) 監査基準報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」
- 前山政之 (2002)「財務諸表監査における監査人の重要性判断の多面性」『会計』161 (1)、pp.115-130.
- 前山政之 (2003)「監査人の重要性判断の事例研究：アーサー・アンダーセン会計事務所によるウェイスト・マネジメント社の財務諸表監査の事案から」『横浜経営研究』24 (1・2)、pp.99-111.
- 前山政之 (2005)「米国における会計および監査上の重要性概念の展開：1930～70年代前半における Journal of Accountancy 誌の議論から」『横浜経営研究』26 (1)、pp.71-76.
- 前山政之 (2007)「国際監査基準における重要性プロジェクトについて」『横浜経営研究』27 (3・4)、pp.157-165.

(付記)

本研究は、JSPS 科研費 JP22H00897 の助成を受けたものです。

(むれい えみこ・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)